

議案第 7 0 号

市川市都市公園条例の一部改正について

市川市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 9 年 2 月 1 5 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市都市公園条例の一部を改正する条例

市川市都市公園条例（昭和 6 2 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「体育館」の次に「並びに北市川運動公園のテニスコート及び壁打ちコート」を加える。

別表に次のように加える。

北 市 川 運 動 公 園	テ ニ ス コ ー ト
	テニスコート照明施設
	集 会 室

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 9 年 7 月 3 0 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 6 月 1 日から施行する。

（供用開始前に行う利用の許可等）

- 2 北市川運動公園の有料公園施設（テニスコート照明施設を除く。）に係る利用の許可、使用料の徴収、利用の許可の取消しその他これらの行為に関し必要な手続その他の行為は、平成 2 9 年 7 月 3 0 日前においても、第 1 0 条第

1 項、第 1 1 条第 1 項並びに第 1 3 条第 1 項及び第 2 項の規定の例により行うことができる。

理 由

平成２９年７月３０日から供用を開始する北市川運動公園について、テニスコート、テニスコート照明施設及び集会室を有料公園施設として位置付けるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。